厚真町特産品づくり事業公募要領

（目的）

第１条　本町の地域経済の活性化及び地域の中小企業の経営の安定を図るため、地域の優れた資源を活用した新商品・地域メニューの開発に取り組む町内の団体、企業及び個人（以下「団体等」という。）に対して、公募方式により選定し、商品開発から事業化までを推進する。

（事業内容）

第２条　事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　新商品開発試作事業

(2)　商品化・販路開拓支援事業

（事業主体）

第３条　事業主体として応募できるものは、地域の優れた資源を活用した新商品・地域メニューの開発に取り組む町内の団体等とする。

（応募方法等）

第４条　応募しようとする団体等は、別に定める日までに、次の各号の提出書類を作成し、町産業経済課に提出することとする。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　その他、町長が必要と認める書類

（選定方法等）

第５条　応募のあった事業計画の採否については、町産業経済課において提出書類、必要事項の記入の有無等を確認し、別表の審査基準を基にヒアリング（新商品開発試作事業は書面審査のみ）を行い、その結果を受けて町長が決定する。なお、選定結果については、応募団体等あてに通知することとする。

（選定後の手続と事業の実施）

第６条　町から選定通知を受けた団体等は、別に定める厚真町特産品づくり事業補助金交付要綱に基づき、必要な書類の提出と適正な事業実施をすることとする。

（別表）

厚真町特産品づくり事業に関する審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の観点 | 点数 |
| 妥当性 | 本事業の趣旨に則った適切なものであり、事業目的を達成する上で、必要性、重要度が高いか | ５・４・３・２・１ |
| 実効性 | 提案した事業を確実に遂行できる体制、資金、熱意及び活動実績等があるか | ５・４・３・２・１ |
| 効率性 | 投入される費用に対して、最大の効果があるか（投資効率が高いか） | ５・４・３・２・１ |
| 先進性 | 手法に創意工夫が見られ、既存の概念にとらわれず先進性、新規性を備えているか | ５・４・３・２・１ |
| 社会性 | 地域振興や雇用の創出が図られるか | ５・４・３・２・１ |
| 成長性 | 事業化する内容（商品）が市場性・成長性を有しているか | ５・４・３・２・１ |
| 波及効果 | 他の特産品開発を行う町内の団体等の参考となり、それらへの波及効果をもたらすか | ５・４・３・２・１ |

注１　評価は、関係課で構成する審査会が行う。

注２　また、予算の範囲内であっても、計画内容により十分な成果が望めないと判断さ

れる場合は採択しないことができる。